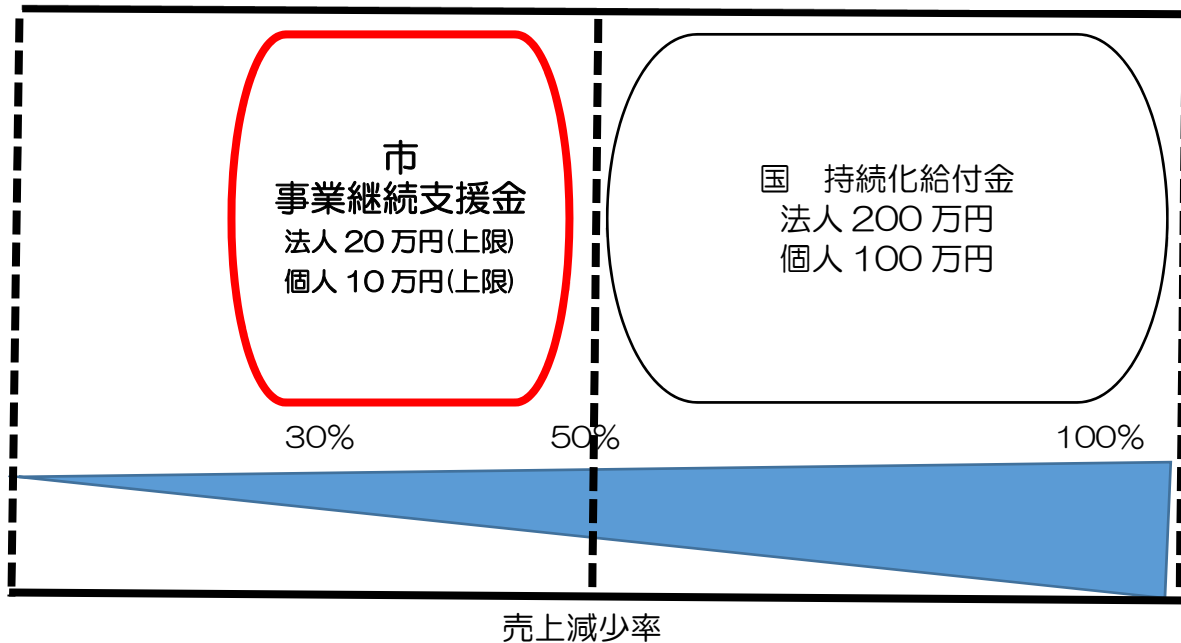


「玉名市商工等事業継続支援金」 申請要領

売上減少に沿って頑張る中小事業者等を支援します！



国の持続化給付金との重複受給はできません。

玉名市
産業経済部 商工政策課

■趣 旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国の持続化給付金の対象業種のうち売上減少要件が前年同月比30パーセント以上50パーセント未満の市内事業者の事業継続を支援するため、市独自の支援金を給付します。

■支援額

法人は最大 20万円 個人は最大 10万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。

■交付額の算定方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲30%以上▲50%未満月の売上×12ヶ月）

※金額は千円単位。千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

■支援対象

【法人】

中小企業等を対象とします。

（ただし、資本金10億円未満、従業員数が2,000人以下であること。）

【個人】

フリーランスを含む個人事業者についても対象となります。

(1) 令和2年4月30日以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

※事業収入は、確定申告書（法人税法第二条第一項三十一号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）別表一における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。

(2) 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月（以下「対象月」という。）があること。

※対象月は、令和2年1月から12月までの間で、前年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月のうち、ひと月を任意で選択できます。

■不支給要件等

次のいずれかに該当する事業者は、支援金支給の申請をすることができません。

- 1 国及び法人税法第2条第5号に規定する公共法人
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該事業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- 3 政治団体
- 4 宗教団体
- 5 玉名市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者

■支援金の申請方法

(1) 申請期間

令和2年6月1日から令和3年2月26日(予定)まで

(2) 申請方法

申請書類は次の宛先に**原則郵送**してください。なお、持参による申請は、感染症防止の観点からできるだけご遠慮いただきますようご協力の程お願いします。令和3年2月26日(金)の消印有効です。

<宛 先>

〒865-0025

玉名市高瀬290-1 玉名商工会館2F

玉名市商工政策課(事業継続支援金係)

■支援金の申請書類

基本的に以下の書類を郵送してください。なお、**特例（通常の申請では不都合が生じる方）**にて申請する場合は、追加書類（法人14ページ、個人15ページを参照）が必要となります。

- ① 申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 売上減少確認表（様式第2号）
- ③ 誓約書（様式第3号）
- ④ 対象月の属する直前の事業年度の確定申告書
別表一の控え、及び法人事業概況説明書の控え

個人事業者の方は

（青色申告の場合）令和元年分の確定申告書第一表の控え
及び所得税青色申告決算書の控え

（白色申告の場合）令和元年分の確定申告書第一表の控え

- ⑤ 対象月の月間事業収入が分かるもの
- ⑥ 振込先口座の通帳の写し
- ⑦ 本人確認書の写し（個人のみ）
- ⑧ チェックシート
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

④～⑦の書類の詳細は「11ページ」をご覧ください。

なお、熊本県事業継続支援金の交付を既に受けた方については、県に提出された同書類にて受付けます。

※④は、売上台帳、帳面その他の申請日の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認めます。

■ 誓約要件

玉名市商工等事業継続支援金を申請するに当たり、下記の7項目の全てに対して誓約いただく必要があります。

- (1) 玉名市商工等事業継続支援金の支給の要件に全て該当すること。
- (2) 玉名市商工等事業継続支援金に複数の申請を行っていないこと。
- (3) 玉名市暴力団員排除条例（平成24年条例第2号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者ではないこと。
- (4) 破産、会社更生、民事再生、特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかに係る手続について申立てを行っていないこと。
- (5) 申請内容に虚偽や不正がないこと。また、申請内容に虚偽や不正があった場合は玉名市商工等事業継続支援金の申請を取り下げ、支援金の支給後に発覚した場合は支援金を全額返還すること。
- (6) 前年同月比で事業収入が50%以上減少した月がある場合は、国の持続化給付金の申請要件に適合する場合もあるため、その際には、本支援金を全額返還すること。
- (7) 申請書類に記載された情報について、国及び地方公共団体から依頼があった場合並びに本市の業務で利用する必要が生じた場合、提供することに同意すること。

■支援額の算定方法

支援金の交付額は、法人20万円・個人10万円を超えない範囲で対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたもの（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とします。

※月間事業収入が、前年同月比30%以上50%未満減少となる月で任意で選択した月を【対象月】と呼びます。対象月は、令和2年1月から12月までの間で、事業者が選択した月とします。

<法人事業者の例>

- ・ 3月決算の法人が対象月を令和2年2月とした場合、前の事業年度は平成30年4月から平成31年3月となります。
- ・ 12月決算の法人が対象月を令和2年2月とした場合、前の事業年度は平成31年1月から令和元年12月となります。

■交付額の算定式

S：交付額（上限20万円）（※千円未満は切り捨て）

A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

B：対象月の月間事業収入

$$S = A - B \times 12$$

■支援額の算定例①（法人）

交付金額の算定例①（法人：3月決算）

令和 元 年度	令和元年									令和2年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
	50	30	40	50	40	30	40	50	50	50	30	40
令和 2 年度	令和2年									令和3年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
	30											

直前の事業年度（令和元年度）の年間事業収入：500万円
 直前の事業年度（令和元年度）の4月の月間事業収入：50万円
 令和2年4月の月間事業収入：30万円

直前の事業年度（令和元年度）の4月分の月間事業収入が50万円、
 令和2年4月の月間事業収入が30万円であり、前年同月比で40%
 減少（30%以上50%未満）しているため交付対象となります。

$$140万円 = 500万円 - 30万円 \times 12$$

$$140万円 > 20万円（上限額）$$

交付額20万円

■支援額の算定例②（法人）

交付金額の算定例②（法人：12月決算）

令和 元 年度	令和元年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
令和 2 年度	令和2年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	18								

直前の事業年度（令和元年度）の年間事業収入：300万円
 直前の事業年度（令和元年度）の4月の月間事業収入：30万円
 令和2年4月の月間事業収入：18万円

直前の事業年度（令和元年度）の4月分の月間事業収入が30万円、令和2年4月の月間事業収入が18万円であり、前年同月比で40%減少（30%以上50%未満）しているため交付対象となります。

$84 \text{万円} = 300 \text{万円} - 18 \text{万円} \times 12$
 $84 \text{万円} > 20 \text{万円}$ （上限額）

交付額 20万円

■支援額の算定例③（個人）

交付金額の算定例③（個人：青色申告の場合）

令和 元年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月
	30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
令和 2年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月
	40	20	20	18								

令和元年の年間事業収入　： 300万円

令和元年4月の月間事業収入： 30万円

令和2年4月の月間事業収入： 18万円

令和元年4月分の月間事業収入が30万円、令和2年4月の月間事業収入が18万円であり、前年同月比で40%減少しているため、交付対象

$$84 \text{万円} = 300 \text{万円} - 18 \text{万円} \times 12$$

$$84 \text{万円} > 10 \text{万円 (上限額)}$$

交付額10万円

■支援額の算定例④（個人）

交付金額の算定例④（個人：白色申告の場合）

令和 元年	合計											
	300（平均 25万/円）											
令和 2年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月
	40	20	20	15								

令和元年の年間事業収入：300万円

令和元年の月平均の事業収入：300万円／12＝25万円

令和2年4月の月間事業収入：15万円

令和元年4月分の月間事業収入が25万円、令和2年4月の月間事業収入が15万円であり、前年同月比で40%減少しているため、交付対象

$$120万円 = 300万円 - 15万円 \times 12$$

$$120万円 > 10万円（上限額）$$

交付額10万円

■ 証拠書類等の種類

■ 申請するにあたり下記の証拠書類等の提出が必要となります。

【法人】

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容
①	確定申告書類	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 確定申告書別表一（1枚） ➢ 法人事業概況説明書の控え（2枚（両面）） <p style="color: red;">※少なくとも、確定申告書別表一の控えには 收受日付印が押されていること。</p>
②	令和2年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象月の売上台帳等
③	通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるもの

【個人】

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容
①	確定申告書類 （青色申告）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確定申告書第一表（1枚） ・ 所得税青色申告決算書（2枚（両面）） <p style="color: red;">※少なくとも、確定申告書第一表の控えには 收受日付印が押されていること。</p>
	確定申告書類 （白色申告）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確定申告書第一表（1枚） <p>※收受日付印が押されていること。</p>
②	令和2年分の対象月の売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象月の売上台帳等
③	通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行名・支店番号・支店名・口座種別 ・ 口座番号・口座名義人が確認できるもの
④	本人確認書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認書類（運転免許書、マイナンバーカード、健康保険証、住民票）

※確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。

【例外】

收受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、税理士による押印又は署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類。（様式自由）を提出することで代替することができます。

■記載例（申請書兼請求書）

様式第1号（第4条関係）

（表）

令和 ● 年 ● 月 ● 日

玉名市長 様

申請者 住 所 **玉名市高瀬290-1**
 氏 名 **代表取締役 玉名 太郎** 印
 事業所名 **株式会社●●●●**

商工等事業継続支援金支給申請書 兼 請求書

玉名市商工等事業継続支援金の支給を受けたいので、玉名市商工等事業継続支援事業実施要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり必要書類を添えて申請し、及び支援金を請求します。

記

1 申請者情報

申請者区分 (☑)	法人番号 (法人の場合のみ)	事業開始年月日
☑法人 □個人事業主	0000123456789	平成30年4月1日

2 支援金申請・請求額 ☑

法人 ☑	個人 □
200 千円	千円

3 支援金の振込先 (申請者名義のもの)

金融機関名 (☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 支所	預金種別 (☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座名義人	加 カスシキガイシャ●●●●ダイヒョウトリシマリヤクタマナ (加欄は、姓と名の上にスペース、濁点「゜」は1文字で記入) 名義 株式会社 ●●●● 代表取締役 玉名 太郎			
店番号	1 2 3	口座番号 (右詰めで記入)	1 2 3 4 5 6 7	

※ゆうちょ銀行を指定される場合は、店番号に3ケタの数字（店番）・口座番号に7ケタの数字を記入してください。

裏面(2枚目)には、日中に連絡可能な電話番号を記入してください。

(裏面に続きます。)

■記載例（売上減少確認表）法人12月決算の例

売上減少確認表 (千円：%)

月	令和元年【a】	令和2年【b】	減少率【C】 【a】 - 【b】 / 【a】 × 100	対象月 <input checked="" type="checkbox"/>
1月	300	200	33	<input type="checkbox"/>
2月	300	200	33	<input type="checkbox"/>
3月	300	200	33	<input type="checkbox"/>
4月	300	180	40	<input checked="" type="checkbox"/>
5月	300			<input type="checkbox"/>
6月	200			<input type="checkbox"/>
7月	300			<input type="checkbox"/>
8月	200			<input type="checkbox"/>
9月	200			<input type="checkbox"/>
10月	200			<input type="checkbox"/>
11月	200			<input type="checkbox"/>
12月	200			<input type="checkbox"/>
合計	【A】 3,000	【B】 2,160		

前年売上減少率(30%以上50%未満)の月を任意に選択します。

【B】の合計は、対象月の月間事業収入に12を乗じた額です。

※給付額の算定方法

給付金の給付額は、法人20万円、個人10万円を超えない範囲で対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとします。また、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとします。

S：給付額（法人：上限20万円、個人：上限10万円）

a：対象月の属する直前の事業年度の月間事業収入

A：対象月の属する直前の事業年度の年間事業収入

b：対象月の月間事業収入

B：対象月の月間事業収入に12を乗じた額

$S = A - B \times 12$

S **840** 千円 = A(**3,000** 千円) - (B **180** 千円 × 12)

※Bは、事業収入が前年同月比の30%以上50%未満減少した月のうち、申請者が任意に選択した月

※S ≤ 法人：上限20万円、個人：上限10万円

※金額は1,000円単位、1,000円未満の端数があるときはその端数は切り捨てる。

※創業1年未満で比較対象月がない場合は、ご相談ください。

上記の各項目に記載の金額は、当社の売上高と相違ありません。

令和 ● 年 ● 月 ● 日

法人名又は商号 **株式会社 ●●●●**

代表者 **代表取締役 五名太郎** 印

■申請の特例（法人）

証拠書類等に関する特例

1	直前の事業年度の確定申告が完了していない場合 ⇒ 対象月の属する事業年度の2事業年度前の事業年度の確定申告書類等
2	社名変更等により申請書と証拠書類等の法人名が異なる場合 (法人番号に変更がない場合は、同一の法人とみなします)

交付額に関する特例

1	創業特例 令和元年1月から令和2年4月30日までの間に設立した法人に対する特例 ⇒ 履歴事項全部証明書
2	季節性収入特例 月当たりの事業収入の変動が大きい法人に対する特例 (少なくとも任意の1ヶ月を含む連続した3ヶ月(対象期間)の事業収入の合計が前年同期間の3ヶ月の事業収入と比べて30%以上50%未満減少していること、尚且つ対象期間の収入が年間事業収入の50%を占めること。)
3	合併特例 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った法人に対する特例 ⇒ 履歴事項全部証明書
4	連結納税特例 連結納税を行っている法人に対する特例 ⇒ 連結法人税の個別帰属額等の届出書 ⇒ 該当の法人の売上台帳(令和2年分)
5	罹災特例 平成30年又は令和元年に発行された罹災証明書等を有する法人に対する特例 ⇒ 罹災証明書等
6	NPO法人や公益法人等特例 特定非営利法人及び公益法人等に対する特例 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った法人に対する特例 ⇒ 履歴事項全部証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可されていることが分かる書類等

※⇒は特例の場合に追加で必要になる主な証拠書類等

■申請の特例（個人）

証拠書類等に関する特例

1	<p>令和元年分の確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない場合 ⇒ 令和元年分の市町村民税・県民税の申告書類の控え</p>
2	<p>「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」（令和2年4月6日国税庁）に基づき、令和元年分の確定申告を完了していない場合又は住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合その他相当の事由により提出できない場合 ⇒ 平成30年分の確定申告書類等の控え又は平成30年分の住民税の申告書類の控え</p>

交付額に関する特例

1	<p>新規開業特例 平成31年1月から令和2年4月までの間に開業した者に対する特例 ⇒ 開業・廃業等届出書又は事業開始等申込書 ※開業開始日が令和2年4月30日以前かつ提出が令和2年5月31日以前 ⇒ 令和元年分の確定申告書</p>
2	<p>季節性収入特例 月当たりの事業収入の変動が大きい者に対する特例 (少なくとも任意の1ヶ月を含む連続した3ヶ月(対象期間)の事業収入の合計が前年同期の3ヶ月の事業収入と比べて30%以上50%未満減少していること、尚且つ対象期間の収入が年間事業収入の50%を占めること。)</p>
3	<p>事業承継特例 事業収入を比較する2つの月の間に事業継承を受けた者に対する特例 ⇒ 個人事業の開業・廃業等届出書 (「開業」と「承継」を示す) ⇒ 令和元年分の確定申告書</p>
4	<p>罹災特例 平成30年又は令和元年に発行された罹災証明書等を有する者に対する特例 ⇒ 罹災証明書等</p>

※⇒は特例の場合に追加で必要になる主な証拠書類等

■申請後の流れ

申請いただいた内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。

不明な点が発生した場合、申請書に記載の連絡先にお電話で確認させていただきます。申請内容に不備等が無ければ、2週間程度で申請された銀行口座に振り込みを行います。

なお、確認が終了した際には、支給決定通知（不支給の場合には不支給決定通知）を発送させていただきます。通知が到着した際には内容をご確認ください。

※通知の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承ください。

■不正受給時の対応

提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された場合、玉名市商工等事業継続支援事業実施要綱の規定に基づき返還を命じる場合もあります。

■問合せ先

〒865-0025

玉名市高瀬 290-1 玉名商工会館 2階

玉名市商工政策課（事業継続支援金係）

電話：71-2065 FAX：73-2220

E-mail：shoko@city.tamana.lg.jp

HP：<http://www.city.tamana.lg.jp/>